国土交通省 北陸信越運輸局 Hokuriku-shin'etsu District Transport Bureau
Press Release

平成３１年４月１１日
国土交通省北陸信越運輸局

長野県内のタクシー運賃改定「必要」と判断

平成３０年１２月２０日から平成３１年３月１９日にかけて、長野県Ａ地区、長野県Ｂ地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の７割以上の事業者から、タクシー運賃改定申請（要請）※１があったことを受け、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

今後、申請事業者の中から原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、平成３１年８月１９日（標準処理期間５ヶ月）を目途に新運賃の公表を行ってまいります。

１．運賃改定申請（要請）受付期間

平成３０年１２月２０日～平成３１年３月１９日

２．運賃改定申請（要請）状況

・長野県Ａ地区

（１）申請（要請）事業者数１６者（長野県Ａ地区法人事業者数１８者）

（２）申請（要請）事業者車両数６０４両（長野県Ｂ地区法人車両数６６６両）

（３）申請（要請）率　９０．６９％

・長野県Ｂ地区

（１）申請（要請）事業者数５８者（長野県Ｂ地区法人事業者数９７者）

（２）申請（要請）事業者車両数１，６１９両（長野県Ｂ地区法人車両数１，９３１両）

（３）申請（要請）率　８３．８４％

※１　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別置法において、特定地域又は準特定地域に指定されている営業区域（※２）に属する事業者については、公定幅運賃変更の要請。それ以外の地域に営業区域を有する事業者、または、特定地域又は準特定地域に指定されている営業区域とそれ以外の営業区域の両方に営業区域を有する事業者については、道路運送法第９条の３に基づく運賃及び料金の変更認可申請。

※２　特定地域は「長野交通圏」が指定されており、運賃適用地域は長野県Ａ地区。
準特定地域は、「松本交通圏」、「上田市Ａ」、「飯田市Ａ」が指定されており、運賃適用は長野県Ｂ地区。

３．運賃改定申請（要請）の概要

・長野県Ａ地区

【初乗運賃】

申請（要請）運賃		現行上限運賃	
特定大型車	1.5km～1.025 kmまで 1,060 円～800 円	特定大型車	1.458km まで 940 円
大型車	1.2km～1.025 kmまで 1,000 円～800 円	大型車	1.458km まで 880 円
普通車	1.5km～1.025 kmまで 800 円～500 円	普通車	1.458km まで 710 円

【加算運賃】

申請（要請）運賃		現行上限運賃	
特定大型車	248m～175m までごとに 180 円～120 円	特定大型車	235m までごとに 120 円
大型車	205m～161m までごとに 150 円～120 円	大型車	205m までごとに 120 円
普通車	290m～171m までごとに 100 円～90 円	普通車	286m までごとに 100 円

・長野県Ｂ地区

【初乗運賃】

申請（要請）運賃		現行上限運賃	
特定大型車	1.5km～0.95 kmまで 1,500 円～800 円	特定大型車	1.458km まで 920 円
大型車	1.5km～0.95 kmまで 1,500 円～620 円	大型車	1.458km まで 860 円
普通車	1.5km～0.95 kmまで 1,000 円～490 円	普通車	1.458km まで 700 円

【加算運賃】

申請（要請）運賃		現行上限運賃	
特定大型車	258m～122m までごとに 200 円～120 円	特定大型車	208m までごとに 120 円
大型車	263m～114m までごとに 150 円～120 円	大型車	210m までごとに 120 円
普通車	307m～134m までごとに 140 円～90 円	普通車	288m までごとに 100 円

【お問合せ】
北陸信越運輸局自動車交通部旅客課
竹村、廣井、新井
電話　０２５－２８５－９１５４